#### 2 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

		(単位:百万円)
	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	252	29

## (2) 会計上の見積りの内容の理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)に従って、将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識しております。繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく企業分類、将来加算一時差異の解消スケジュール、タックス・プランニングも含む将来の課税所得に基づいて判断しております。

将来の課税所得の見積りは、翌期事業計画を基礎としており、新規受注の獲得見込みを含む生産数量の増加や合理化施策を主要な仮定として織り込んでおりますが、将来の市場動向、経済環境などの変動による影響を受けます。これらの将来に係る見積りの諸条件の変化により、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

### (表示方法の変更)

# (損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「租税公課」は、重要性が増したため当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「租税公課」は12百万円であります。

# (追加情報)

#### (株式給付信託(BBT))

取締役(社外取締役を除きます。)に信託を通じて自社の株式を給付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容の記載をしているため、注記を省略しています。